

## 大口町障がい者自立支援審査会要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定に基づき、障害支援区分の審査及び判定を行うため、大口町障がい者自立支援審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (定数)

第2条 審査会委員（以下「委員」という。）の定数は、大口町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年大口町条例第2号。以下「条例」という。）第2条の定めるところによる。

### (任命等)

第3条 委員は、次に掲げる者の中から町長が任命する。

- (1) 障がい者の保健に関する専門知識を有するもの
- (2) 障がい者の福祉に関する専門知識を有するもの
- (3) 医療に関する専門知識を有するもの

2 委員の任期は、条例第3条の定めるところによる。

### (運営)

第4条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、審査会を代表して会務を総理する。

4 会長は、会長の職務を代理する者をあらかじめ指名し、会長の事故あるとき又は会長が欠けたときは、指名された者が会長の職務を代理する。

### (合議体)

第5条 審査会に1合議体を置く。

2 合議体は、会長があらかじめ委員の中から指名した5人の合議体委員をもって構成する。

3 合議体に議長を置く。

4 議長は、合議体委員の互選による。

5 議長は、議長の職務を代理する者をあらかじめ指名し、議長の事故あるとき又は議長が欠けたときは、指名された者が議長の職務を代理する。

(審査及び判定の依頼)

第6条 町長は、会長に審査判定資料を添付して、障害支援区分の審査及び判定を依頼するものとする。この場合、個人を特定できる情報は、削除するものとする。

2 審査判定資料は、次に掲げる書類とする。

- (1) 一時判定結果
- (2) 訪問調査票の特記事項
- (3) 医師意見書
- (4) 概況調査票

(合議体の招集)

第7条 会長は、前条により障害支援区分の審査及び判定を町長から依頼されたときは、遅延なく合議体の会議（以下「会議」という。）を招集するものとする。

2 会長は、審査判定資料を添えて、会議の開催日時及び場所を合議体委員に書面をもって通知する。

(合議体の会議)

第8条 会議は、合議体委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 合議体の議事は、出席した合議体委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 審査対象者が入院若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員は、当該審査対象者の障害支援区分の審査及び判定の可否に加わることができない。ただし、意見等を述べることは差し支えない。

4 議長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 会議は、非公開とする。

(書面審議)

第9条 第7条第1項の規定にかかわらず。会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第1項から第3項までの及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(審査判定)

第10条 合議体は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について審査判定資料により、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

2 合議体は、特に必要と認めるときは、訓練・給付等の有効な利用等に関し留意すべき事項について、審査及び判定の結果に意見を付すことができる。

(合議体の議事録)

第11条 合議体の議事録は、事務局職員が作成し、議長が署名するものとする。

2 合議体の議事録には、その審査及び判定の概要について記録する。

(結果通知)

第12条 会長は、障害支援区分の審査及び判定の結果を町長に通知するものとする。

(秘密保持)

第13条 委員は、町長が任命した非常勤特別職の地方公務員であり、身分上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員の任期終了後もこれを遵守するものとする。

(事務局)

第14条 審査会の事務局は、健康福祉部長寿ふくし課に置く。

(その他必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成18年3月30日 大口町告示第30号)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 第2条の規定により新たに選任される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成21年3月27日 大口町告示第34号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日 大口町告示第36号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 大口町告示第19号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第32号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日 大口町告示第137号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第37号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。